

東浦町産後ケア事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、出産直後の母子の心身へのケア、育児のサポート等を行う東浦町産後ケア事業（以下「事業」という。）を実施することにより、安心して子育てができる環境を作ることを目的とする。

(対象者)

第2条 事業の対象者は、東浦町内に住所を有する生後1年未満の乳児の母親であり、次のいずれかに該当するものとする。ただし、疾病、負傷、障害等の理由により医療的介入を必要とする者を除く。

- (1) 出産後の身体的機能の回復について不安を持ち、保健指導をする必要があると町長が認める者
- (2) 育児に対する不安があり、支援の必要があると町長が認める者
- (3) その他特に支援の必要があると町長が認める者

(事業内容)

第3条 事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 母体管理及び乳房管理に関すること。
- (2) 生活面の指導に関すること。
- (3) 沐浴、授乳等の育児指導に関すること。
- (4) その他必要な保健指導及び相談に関すること。

(実施施設)

第4条 事業は、町長が指定する施設（以下「実施施設」という。）において実施するものとする。

(利用期間)

第5条 事業を利用することができる期間（以下「利用期間」という。）は、7日以内とする。ただし、町長が必要と認めたときは、必要最小限の範囲で利用期間を延長することができるものとする。

(利用の手続)

第6条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、産後ケア事業利用申請書（様式第1）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに内容を審査し、事業の利用が必要と認められるときは産後ケア事業利用決定通知書（様式第2）により、必要と認められないときは産後ケア事業利用却下通知書（様式第3）により申請者に通知するものとする。

3 町長は、事業の利用を決定したときは、実施施設に対し、産後ケア事業実施通知書（様式第4）により通知するものとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

様式第 1 （第 6 条関係）

産後ケア事業利用申請書

年 月 日

東浦町長

住所
申請者 氏名
電話番号

東浦町産後ケア事業の利用をしたいので、次のとおり申請します。

利用者 (産婦)	住所		電話番号	
	氏名		生年月日	年 月 日 (歳)
乳児	氏名	(男・女)	生年月日	年 月 日 (か月)
	出生体重	g (第 子)		
出産施設名				
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)			
利用施設名				
申請理由				

様式第 2 （第 6 条関係）

産後ケア事業利用決定通知書

第 号
年 月 日

様

東浦町長

印

年 月 日付けで申請のありました産後ケア事業の利用について、次のとおり決定します。

利用者 (産婦)	氏名		生年月日	年 月 日
乳児	氏名		生年月日	年 月 日
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)			
利用施設名				

様式第3（第6条関係）

産後ケア事業利用却下通知書

第 号
年 月 日

様

東浦町長

印

年 月 日付けで申請のありました産後ケア事業の利用について、次のとおり却下しましたので通知します。

利用者 (産婦)	氏名		生年月日	年 月 日
乳児	氏名		生年月日	年 月 日
理由				

様式第 4 （第 6 条関係）

産後ケア事業実施通知書

第 号
年 月 日

東浦町長 印

次の者について東浦町産後ケア事業の利用を決定したのでお知らせします。

利用者 (産婦)	住所		電話番号	
	氏名		生年月日	年 月 日 (歳)
乳児	氏名	(男・女)	生年月日	年 月 日 (か月)
	出生体重	g (第 子)		
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)			